徳島市情報公開 · 個人情報保護審査会答申

(徳情個審答申第22号)

平成29年12月1日

徳情個審答申第22号 平成29年12月1日

徳島市長 遠藤 彰良殿

徳島市情報公開・個人情報保護審査会 会 長 豊 永 寛 二

徳島市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1項第2号の 規定に基づく諮問について(答申)

平成29年10月19日付生福発第2556号により徳島市長から諮問のありました民生委員に対する生活保護受給者情報の提供の件について、次のとおり答申します。

結論

民生委員に対し生活保護受給者情報を提供することについては、一定の公 益性が認められる。

なお、民生委員の地区会長(以下単に「地区会長」という。)に提供する 名簿には要配慮個人情報が含まれており、その保管にあたっては厳重に取り 扱う必要があるため、民生委員に対する生活保護受給者情報の提供に関する 要綱及び地区会長が署名する誓約書に次の内容を盛り込むことを付言する。

- (1) 自己以外の者が当該名簿を閲覧できないよう、その保管場所を金庫などの施錠できる箇所に限ること。
- (2) 当該名簿の提供を受けた事実を、自己の担当する地区の民生委員を除き、第三者(家族などの同居者を含む。)に漏えいしないこと。

また、当審査会の審議において、徳島市が各民生委員からの問い合わせに 対応すれば、地区会長に名簿を提供する必要はないのではないかとの意見が あったことを踏まえ、当該名簿の提供にあたっては慎重な取扱いを期すとと もに、必要最小限の提供に留めるべきであることも併せて付言する。

<参考>

(審査会の経過)

年 月 日	審查	会	\mathcal{O}	経	過
平成29年10月19日	実施機関から諮問書を受理。				
平成29年11月 1日 (29年度第5回審査会)					
平成29年12月 1日 (29年度第6回審査会)	答申案の検討を	・行った。			